

内訳書

項目 番号	品目コード	品名・規格		単位	数量	納入場所	履行期限	備考
10	9140-165-67245-H	軽油特1号（免税）（ドラム）		ZLI	3,000	5空群分任官主燃料	2026/09/30	軽油特1号（免税）（ドラム）
20	ZEIKINTOU_KEIRI	税金等_経理		ZEA	1	内訳のとおり	2026/09/30	

調達要領指定書	発 簡 番 号									
	調 達 要 求 番 号	G 2 6 - S 2 6 - 2 0 0 0 3 6 9 4 4 - 0 0								
	調 達 要 求 年 月 日	令和 8 年 7 月 8 日								
	作 成 部 課	補給本部需品部需品第 1 課								
	作 成 年 月 日	令和 8 年 7 月 3 日								
品 名	軽油特 1 号 (免税) (ドラム)									
仕 様 書 番 号	D S P K 2 2 0 9 E (2)									
指定事項：本調達は、次による。										
1.2 種類 種類，物品番号及び納入区分は，表 1 による。 表 1－種類，物品番号及び納入区分 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>種類</th><th>物品番号</th><th>納入区分</th></tr> <tr> <td>特 1 号</td><td>9 1 4 0 - 1 6 5 - 6 7 2 4 5 - 5</td><td>ドラム</td></tr> </table>			種類	物品番号	納入区分	特 1 号	9 1 4 0 - 1 6 5 - 6 7 2 4 5 - 5	ドラム		
種類	物品番号	納入区分								
特 1 号	9 1 4 0 - 1 6 5 - 6 7 2 4 5 - 5	ドラム								
3 品質保証 受領検査官は，次の受領検査実施要領に基づき，受領検査を行う。 3.1 品質の確認 仕様書に定める項目につき社内試験成績書の審査を行う。 3.2 数量の確認 納入場所において出荷予定通知書（これに準ずるものを含む。），納品書，契約条項に基づき計量を行い，その数量を確認するものとする。ただし，契約相手方から国の機関等の証明に係る数量の確認を含めた品質保証資料の提出があったときは，これを審査して，数量の確認を行うことができるものとする。										
4 出荷条件 納入方法については，新ドラム詰めとする。 (D S P Z 1 0 0 2 Fにおいて規定する鋼製ドラム，2 0 0 ℓ，1. 2 mmとする (M級)。)										
5 その他の指示 5.3 納入場所及び数量 納入場所及び数量は，表 2 による。 表 2－納入場所及び数量 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>番号</th><th>納入場所</th><th>単位</th><th>数量</th></tr> <tr> <td>1</td><td>第 5 整備補給隊</td><td>L I</td><td>3 , 0 0 0</td></tr> </table>			番号	納入場所	単位	数量	1	第 5 整備補給隊	L I	3 , 0 0 0
番号	納入場所	単位	数量							
1	第 5 整備補給隊	L I	3 , 0 0 0							

5.4 提出書類

提出書類は、表 3 による。

表 3－提出書類

番号	名 称	提出先	部数	備考
1	社内試験成績書	受領検査官	3 部	_____
2	納 品 書	受領検査官	6 部	海上自衛隊補給実施要領，物 管訓令別記様式第 3 8 によ る。

防衛省仕様書改正票

軽油

(DIESEL FUEL)

D S P
K 2209E(2)
制定 昭和48年3月30日
改正 令和 2年8月21日

この改正票は、D S P K 2209E (軽油) についてのものであり、D S P K 2209E (1) を含め累積記載されている。この改正票はD S P K 2209E と併用される。

1.4 a) 規格 中

- “J I S K 2249 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表” を
“J I S K 2249－1 原油及び石油製品－密度の求め方－第1部:振動法
J I S K 2249－2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部:浮ひょう法
J I S K 2249－3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部:ピクノメータ法
J I S K 2249－4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部:密度・質量・容量換算表” に改める。

1.4 c) 法令等 中

- “工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を
“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

5.1 測定結果

- “測定結果は、J I S K 2249 によって、密度(15℃)g/cm³を測定した結果とする。” を
“測定結果は、J I S K 2249－1, J I S K 2249－2, J I S K 2249－3 又は J I S K 2249－4 によって、密度(15℃)g/cm³を測定した結果とする。” に改める。

5.2 成績書等 中

- “ a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(J I S K 2204に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。” を
“ a) 産業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(J I S K 2204に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。” に改める。

原案作成部課等名を次のように改める。

原案作成部課等名 : 防衛装備庁 調達管理部調達企画課類別・標準化企画室

防衛省仕様書

D S P

K 2 2 0 9 E

軽油

制定 昭和 48. 3. 30

改正 平成 21. 4. 13

(DIESEL FUEL)

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、ディーゼル機関及び艦船のガスタービン並びにボイラーの燃料として使用する軽油について規定する。

1.2 種類

種類は、表 1 による。

表1－種類

種 類	物 品 番 号	納入区分	注 記
特1号	9140-418-3184-5	バルク	J I S K 2 2 0 4の特1号のもの。
	9140-418-3185-5	ドラム	
特1号(免税)	9140-165-6723-5	バルク	
	9140-165-6724-5	ドラム	
1 号	9140-299-0202-5	バルク	J I S K 2 2 0 4の1号のもの。
	9140-299-0203-5	ドラム	
1 号(免税)	9140-165-6725-5	バルク	
	9140-165-6726-5	ドラム	
2 号	9140-002-9691-5	バルク	J I S K 2 2 0 4の2号のもの。
	9140-001-9415-5	ドラム	
2 号(免税)	9140-165-6727-5	バルク	
	9140-165-6728-5	ドラム	
2 号(艦船用) (免税)	9140-317-1953-5	バルク	引火点, 流動点, 蒸留性状90%留出 温度及び目詰まり点を除き, J I S K 2 2 0 4の2号のもの。
3 号	9140-002-9692-5	バルク	J I S K 2 2 0 4の3号のもの。
	9140-001-9414-5	ドラム	
3 号(免税)	9140-165-6729-5	バルク	
	9140-165-6730-5	ドラム	
4 号	9140-002-9693-5	バルク	J I S K 2 2 0 4の特3号のもの。
	9140-001-9413-5	ドラム	
4 号(免税)	9140-165-6731-5	バルク	
	9140-165-6732-5	ドラム	

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 軽油 特1号

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

2.

K 2209E

a) 規格

J I S K 2 2 0 4 軽油

J I S K 2 2 4 9 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

N D S Z 0 0 0 1 包装の総則

b) 仕様書

D S P Z 1 0 0 2 鋼製ドラム, 200L

c) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)

2 製品に関する要求

品質は次による。

- a) 特1号及び特1号(免税)は, J I S K 2 2 0 4 の特1号による。
- b) 1号及び1号(免税)は, J I S K 2 2 0 4 の1号による。
- c) 2号及び2号(免税)は, J I S K 2 2 0 4 の2号による。
- d) 2号(艦船用)(免税)は, J I S K 2 2 0 4 の2号による。ただし, 引火点は61℃を超えるものとし, 流動点及び目詰まり点は特に調達要領指定書で指定する場合を除き, 流動点は -5°C 以下, 目詰まり点は -2°C 以下とする。また, 蒸留性状90%留出温度は 360°C 以下とする。
- e) 3号及び3号(免税)は, J I S K 2 2 0 4 の3号による。
- f) 4号及び4号(免税)は, J I S K 2 2 0 4 の特3号による。

3 品質保証

検査は, J I S K 2 2 0 4 によるものとし, それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

4 出荷条件

4.1 容器

容器は, D S P Z 1 0 0 2 に規定する鋼製ドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は, 所要の修理及び完全な洗浄を行い, その外面塗装は, D S P Z 1 0 0 2 に規定する塗料, 塗色とする。

4.2 表示

表示は, N D S Z 0 0 0 1 による。ただし, 陸上・海上・航空各自衛隊の標識は, “防衛省”と替えて表示する。

4.3 納入単位

納入単位は, 15°C における容量(L)とする。ただし, バルク調達のうちタンクローリーで納入する際は, 特に指定しない限り, 温度換算は行わないものとする。

5 その他の指示

納入の際, 以下の成績書等を提出するものとする。

5.1 測定結果

測定結果は, J I S K 2 2 4 9 によって, 密度(15°C) g/cm^3 を測定した結果とする。

5.2 成績書等

成績書等は次による。

- a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2204に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては, 社内試験成績書とする。
- b) 前 a) 以外のものについては, 揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項, 第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

防衛省仕様書改正票

D S P

Z 1002F(2)

鋼製ドラム, 200L

制定 昭和44年 3月15日
改正 令和 3年11月29日

(DRUM, SHIPPING AND STORAGE)

この改正票は, DSP Z 1002F (鋼製ドラム, 200L) についてのもの
であり, DSP Z 1002F (1) を含め累積記載されている。この改正票は
DSP Z 1002F と併用される。

1.4 a) 規格 中

“JIS K 5600-7-7 塗料一般試験方法-第7部:塗膜の長期耐久性-第7節:促進耐候性(キセノンランプ法)”を“JIS K 5600-7-7 塗料一般試験方法-第7部:塗膜の長期耐久性-第7節:促進耐候性及び促進耐光性(キセノンランプ法)”に

“JIS Z 1601 鋼性タイトヘッドドラム”を“JIS Z 1601 鋼製タイトヘッドドラム”に改める。

1.4 b) 法令等 中 “工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

2.1 認定 中 “工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

3 品質保証 を次のように改める。

3 品質保証

検査は, 表 2 によるほか, 契約担当官等の定める監督及び検査実施要領による。

2.
Z 1002F(2)

表 2 — 品質保証

検 査 項 目			試 験 方 法	判 定 基 準
材 料			—	2.2の規定による。
構 造 ・ 形 状 ・ 寸 法 ・ 容 量 ・ 質 量				2.3の規定による。
口 金				2.4の規定による。
塗 装				2.5の規定による。
品 質	外 観			2.6の規定による。
	性 能	気密性	危険物船舶運送及び貯蔵規則第113条に基づいて、登録検査機関 ²⁾ が定めた「危険物の容器及び包装の検査試験基準（小型容器）」による。（以下、危険物の容器及び包装の検査試験基準（小型容器）という。）	危険物の容器及び包装の検査試験基準（小型容器）の規定による。
		落下強度		
		耐圧（水圧）性		
		積重ね強度		
製 品 の 表 示			—	2.7の規定による。
注 ²⁾ （一財）日本舶用品検定協会				

4.1 承認用見本等 を次のように改める。

4.1 承認用見本等

契約の相手方は、外面塗装に産業標準化法に基づく認証を受けていない同等品を使用する場合は、外面塗料の製品検査証明書又はこれに準ずるもの³⁾を契約担当官等に3部提出するものとする。また、特に調達要領指定書によって指定する場合は、外面塗料の色見本（200mm×50mmのブリキ板に塗装を施したもの。）を3部提出し、承認を得なければならない。

注³⁾ フタル酸樹脂エナメルの場合は、J I S K 5 5 7 2 の試験項目のうち、耐屈曲性、引っかき硬度（鉛筆法）、耐水性、耐酸性及び促進耐候性の試験結果が記載されていなければならない。アミノアルキド樹脂塗料の場合は、J I S K 5 6 5 1 の試験項目のうち、付着性（クロスカット値）、耐衝撃性（デュボン式）、鉛筆引っかき値（試験器法）、耐屈曲性、耐水性、耐アルカリ性、耐酸性、耐塩水噴霧性及び促進耐候性及び促進耐光性（キセノンランプ法）の試験結果が記載されていなければならない。

4.2 提出書類 b) を次のように改める。

b) 契約の相手方は、危険物輸送容器に該当する場合は、（一財）日本舶用品検定協会の発行した危険物容器検査証又はその写しを納入場所に1部提出するものとする。

原案作成部課等名 を次のとおり改める。

原案作成部課等名：航空自衛隊 補給本部需品部

鋼製ドラム, 200L

(DRUM, SHIPPING AND STORAGE)

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、石油又はこれと類似の非腐食性液体の貯蔵及び輸送に容器として用いる呼び容量200 Lの鋼製ドラム(以下、ドラムという。)について規定する。

1.2 種類

種類は、表 1 による。

表 1－種類

種類	物品番号
1. 2 mm	8110-162-2114-5
1. 6 mm	8110-011-9953-5

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 鋼製ドラム, 200 L, 1. 2 mm

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S K 5 5 7 2 フタル酸樹脂エナメル

J I S K 5 6 0 0 - 5 - 1 塗料一般試験方法－第5部:塗膜の機械的性質－第1節:耐屈曲性(円筒形マンドレル法)

J I S K 5 6 0 0 - 5 - 3 塗料一般試験方法－第5部:塗膜の機械的性質－第3節:耐おり落下性

J I S K 5 6 0 0 - 5 - 4 塗料一般試験方法－第5部:塗膜の機械的性質－第4節:引っかかり硬度(鉛筆法)

J I S K 5 6 0 0 - 5 - 6 塗料一般試験方法－第5部:塗膜の機械的性質－第6節:付着性(クロスカット法)

J I S K 5 6 0 0 - 6 - 1 塗料一般試験方法－第6部:塗膜の化学的性質－第1節:耐液体性(一般的方法)

J I S K 5 6 0 0 - 6 - 2 塗料一般試験方法－第6部:塗膜の化学的性質－第2節:耐液体性(水浸せき法)

J I S K 5 6 0 0 - 7 - 1 塗料一般試験方法－第7部:塗膜の長期耐久性－第1節:耐中性塩水噴霧性

J I S K 5 6 0 0 - 7 - 7 塗料一般試験方法－第7部:塗膜の長期耐久性－第7節:促進耐候性(キセノンランプ法)

J I S K 5 6 5 1 アミノアルキド樹脂塗料

J I S Z 1 6 0 1 鋼性タイトヘッドドラム

J I S Z 1 6 0 4 鋼製ドラム用口金

N D S Z 8 2 0 1 標準色

b) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

2 製品に関する要求

2.1 認定

この仕様書で調達される製品は、工業標準化法(昭和24年法律第185号)の第19条第1項の規定に基づく表示¹⁾の許可を受けたものであるとともに、特に調達要領指定書によって指定する場合を除き、危険物船舶運送及び貯蔵規則第113条の規定に基づく検査に合格した容器でなければならない。

注¹⁾ J I S Z 1 6 0 1 に該当するものであることの表示。

2.2 材料

材料は、J I S Z 1 6 0 1 による。ただし、塗料についてはJ I S K 5 5 7 2 の2種若しくはJ I S K 5 6 5 1 の2種2号又はこれらの同等品とし、塗色はN D S Z 8 2 0 1 の色番号2314 OD色とする。

2.3 構造・形状・寸法・容量・質量

構造、形状、寸法、容量及び質量は、J I S Z 1 6 0 1 のドラムタイプC M級及びドラムタイプC H級の溶接ドラムのものによる。ただし、ドラム(ドラムタイプC H級)の胴体と天板及び地板は、ダブルシームで巻き締めをし、溶接により接合したものとする。

2.4 口金

口金は、J I S Z 1 6 0 4 の附属書Cで規定された、G2(大)及びG³/₄(小)を用いる。プラグは、鋼製プラグ(ユニクロめっき)とし、フランジ(ユニクロめっき)は圧入形とする。

2.5 塗装

塗装は、J I S Z 1 6 0 1 による。ただし、外面には、2.2の塗料を塗装するものとし、乾燥塗膜の厚さは、10 μ m ～25 μ m とする。

2.6 品質

品質は、J I S Z 1 6 0 1 による。

2.7 製品の表示

製品の表示は、J I S Z 1 6 0 1 によるほか、危険物船舶運送及び貯蔵規則第113条の規定に基づく検査に合格した容器(以下、危険物輸送容器という。)は、効力を有する表示をドラム胴体及び地板の見やすい位置に表示する。

3 品質保証

検査は、表 2 によるほか、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領による。

表 2－品質保証

検査項目			試験方法	判定基準
材料			—	2.2の規定による。
構造・形状・寸法・容量・質量				2.3の規定による。
口金				2.4の規定による。
塗装				2.5の規定による。
品質	外観			2.6の規定による。
	性能	気密性	J I S Z 1 6 0 1による。	J I S Z 1 6 0 1の附属書1（規定）による。
		落下強度		
		耐圧性		

表 2－品質保証(続き)

検査項目			試験方法	判定基準
品質	性能	積重ね強度	J I S Z 1 6 0 1による。	J I S Z 1 6 0 1の附属書 1 (規定)による。
			——	2.7の規定による。

4 その他の指示

4.1 承認用見本等

契約の相手方は、外面塗装に工業標準化法に基づく認証を受けていない同等品を使用する場合は、外面塗料の製品検査証明書又はこれに準ずるもの²⁾を契約担当官等に3部提出するものとする。また、特に調達要領指定書によって指定する場合は、外面塗料の色見本(200 mm×50 mmのブリキ板に塗装を施したもの。)を3部提出し、承認を得なければならない。

注²⁾ フタル酸樹脂エナメルの場合は、J I S K 5 5 7 2の試験項目のうち、耐屈曲性、引っかき硬度(鉛筆法)、耐水性、耐酸性及び促進耐候性の試験結果が記載されていなければならない。アミノアルキド樹脂塗料の場合は、J I S K 5 6 5 1の試験項目のうち、付着性(クロスカット値)、耐衝撃性(デュボン式)、鉛筆引っかき値(試験器法)、耐屈曲性、耐水性、耐アルカリ性、耐酸性、耐塩水噴霧性及び促進耐候性(キセノンランプ法)の試験結果が記載されていなければならない。

4.2 提出書類

提出書類は、次による。

- a) 契約の相手方は、J I S Z 1 6 0 1に基づく品質証明書及び社内試験成績書の写しを納入場所に1部提出するものとする。
- b) 契約の相手方は、危険物輸送容器に該当する場合は、(財)日本舶用品検定協会の発行した危険物容器検査証又はその写しを納入場所に1部提出するものとする。